

平成15年4月2日
原子力安全対策課
(15-1)
<10時資料配付>

高浜発電所2号機および3号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所2号機（加圧水型軽水炉；定格出力82.6万kW）および3号機（加圧水型軽水炉；定格出力87.0万kW）は、本日、新燃料集合体20体（2号機：16体、3号機：4体）を受け入れた。

1. 輸送年月日

平成15年4月1日23時50分 原子燃料工業(株)熊取事業所
（大阪府泉南郡熊取町）発
平成15年4月2日07時05分 高浜発電所 着

2. 輸送数量等

新燃料集合体	20体	（2号機：16体、3号機：4体）
輸送容器	10個	

3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：河寄） 内線2353・直通0776(20)0314
--

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型式 ; NFI-V型・・・10個

形状 ; 円筒形

寸法 ; 長さ約5m、外径約1m

重量 ; 約3.7トン（輸送容器だけで約2.4トン）

材質 ; ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、国の指定確認機関である（財）原子力安全技術センターにより確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施しています。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっております。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト/時以下
表面から1 m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト/時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル/cm²以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル/cm²以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m落下試験、棒上の1 m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することになっている。